

指定給水装置工事事業者の指定・更新及び 指定後の遵守事項の手引き

千葉県企業局の給水区域内で給水装置工事を施行しようとする者は、千葉県企業局長から水道法16条の2第1項に基づく指定を受けないと水道法施行規則第13条で規定する給水装置の軽微な変更以外の工事は施行できませんのでご注意ください。

令和2年12月25日
千葉県企業局

目 次

■指定給水装置工事事業者の指定	1
■指定給水装置工事事業者の指定の更新	3
■指定後の遵守事項	5
■指定給水装置工事事業者の処分	9
(様式記入方法)	
(様式第 1) 指定給水装置工事事業者指定申請書 (第 18 条関係)	12
(別 表) 機械器具調書 (第 18 条関係)	15
(様式第 2) 誓約書 (第 18 条及び第 34 条関係)	16
(様式第 20 号) 確認事項 (新規)	17
(様式第 21 号) 確認事項 (更新)	19
(様式第 22 号) 業務内容変更届書	23
(様式第 3) 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 (第 22 条関係)	25
(様式第 10) 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 (第 34 条関係)	26
(様式第 11) 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書 (第 35 条関係)	27
(第 2 号様式) 給水装置修繕報告書 (第六条)	28

■ 指定給水装置工事事業者の指定

1 指定の基準（法第25条の3第1項及び法施行規則第20条関連）

- (1) 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- (2) 次に掲げる機械器具を有する者であること。
 - ① 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - ② やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ③ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - ④ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。（以下、法第25条の3第1項第3号イ～へを抜粋）

- イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ニ 法第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- へ 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

2 厚生労働省が推奨する情報の確認事項について

- (1) 指定給水装置工事事業者の業務内容
 - ① 営業時間等(休業日、営業日、営業時間、修繕対応時間)
 - ② 漏水等修繕対応の可否(屋内給水装置の修繕、埋設部の修繕、その他)
 - ③ 対応工事等(「配水管からの分岐～水道メーター」及び「水道メーター～宅内給水装置」の施行の有無)

3 申請手数料(指定)について

- (1) 申請手数料(千葉県水道事業給水条例第30条第1項 別表第2) 1万円
 - ① 千葉県水道事業収入証紙を指定給水装置工事事業者指定申請書(法施行規則様式第1(以下「指定申請書」という。))に貼付してください。

4 申請書類について(法第25条の2、法施行規則第18条及び第19条関連)

- (1) 提出書類
 - ① 指定申請書(別表「機械器具調書」を含む。)に次に掲げる書類を添えて提出してください。

- イ 法第25条の3第1項第3号イからへ（上記1（3）イからへ）までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類（法施行規則様式第2（以下「誓約書」という。））
 - ロ 法人にあっては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し
 - ハ 事業所ごとに給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者の給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という。）の写し
- ② 確認事項（新規）（様式第20号）を提出してください。
また、事業所ごとに業務内容が異なる場合は、別表（様式第20号関係）も提出してください。

(2) その他注意事項

- ① 指定申請書の住所及び給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の所在地の欄は、郵便番号から記入してください。
- ② 指定申請書の余白に、住所及び給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の電話番号及びFAX番号を記入してください。

5 申請の受付について

- (1) 申請は、各水道事務所総務課において、原則として開庁日の午前9時から午後5時まで受け付けています。（郵送やFAX、メール等での受け付けは原則実施していません。）

6 標準処理期間

- (1) 申請から指定までの標準処理期間は、40日（営業日）間です。
- (2) 上記の期間には、次の期間は含まれませんので注意してください。
- ① 申請に不備がある場合に、その補正に要する指導期間等
 - ② 申請者が申請の内容を変更するのに要した日数
 - ③ 申請者が他の手続を必要とする場合、その手続に要する日数

7 指定書の交付及び指定後の公示

- (1) 指定された方には、千葉県企業局水道部給水課から指定給水装置工事事業者指定書（千葉県企業局指定給水装置工事事業者規程（以下「規程」という。）別記第1号様式（以下「指定書」という。））を交付し、指定後の遵守事項等についての事務説明を行います。（規程第2条第1項）
- (2) 指定後遅滞なく当局ウェブサイトへの掲載等により公示します。（規程第4条第1項）

8 担当水道事務所

当局が3年に1回開催する指定事業者研修の会場割り振りなどに使用します。

- (1) 給水区域内の指定給水装置工事事業者
⇒指定事業者所在地を所管する水道事務所
- (2) 給水区域外の指定給水装置工事事業者
⇒指定の申請書を提出した水道事務所

■ 指定給水装置工事事業者の指定の更新

1 更新の基準（法第25条の2第1項及び法施行規則第20条関連）

（1 指定の基準（P.1）と同じ）

- （1）事業所ごとに、給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- （2）次に掲げる機械器具を有する者であること。
 - ① 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - ② やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ③ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - ④ 水圧テストポンプ
- （3）次のいずれにも該当しない者であること。（以下、法第25条の3第1項第3号イ～へを抜粋）

- イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ニ 法第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- へ 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

2 厚生労働省が推奨する情報の確認事項について

- （1）指定給水装置工事事業者研修の受講実績（過去5年以内）
 - ① 当局が実施している指定給水装置工事事業者研修の受講実績
- （2）指定給水装置工事事業者の業務内容
 - ① 営業時間等（休業日、営業日、営業時間、修繕対応時間）
 - ② 漏水等修繕対応の可否（屋内給水装置の修繕、埋設部の修繕、その他）
 - ③ 対応工事等（「配水管からの分岐～水道メーター」及び「水道メーター～宅内給水装置」の施行の有無）
- （3）給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）
 - ① 受講者名
 - ② 研修会名、実施団体
 - ③ 受講年月日
- （4）過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の配置状況
 - ① 技能を有する者の氏名
 - ② 配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか
 - ③ 資格等を有しているか
 - ④ 保有している資格等

3 申請手数料（更新）について

- （1）申請手数料（千葉県水道事業給水条例第30条第1項 別表第2） 1万円
 - ① 千葉県水道事業収入証紙を指定給水装置工事事業者更新申請書（法施行規則様式第1（以下「更新申請書」という。））に貼付してください。

4 申請書類について（法第25条の2、法施行規則第18条及び第19条関連）

（1）提出書類

- ① 更新申請書（別表「機械器具調書」を含む。）に次に掲げる書類を添えて提出してください。
 - イ 誓約書（法施行規則様式第2）
 - ロ 法人にあっては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し
 - ハ 事業所ごとに給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者の免状の写し
 - ニ 指定書の写し
- ② 確認事項（更新）（様式第21号）に次に掲げる書類を添えて提出してください。

また、事業所ごとに業務内容が異なる場合は、別表（様式第21号関係）も提出してください。

 - イ 指定給水装置工事事業者研修の修了書の写し
 - ロ 給水装置工事主任技術者等の研修受講を証明する書類等の写し
 - ハ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の保有している資格を証明する書類等の写し

（2）その他注意事項

- ① 更新申請書の住所及び給水区域で給水装置工事業を行う事業所の所在地の欄は、郵便番号から記入してください。
- ② 更新申請書の余白に、住所及び給水区域で給水装置工事業を行う事業所の電話番号及びFAX番号を記入してください。

5 申請の受付について

- （1）申請は、各水道事務所総務課において、原則として開庁日の午前9時から午後5時まで受け付けています。（郵送やFAX、メール等での受け付けは原則実施していません。）

6 標準処理期間

- （1）申請から更新までの標準処理期間は、40日（営業日）間です。
- （2）上記の期間には、次の期間は含まれませんので注意してください。
 - ① 申請に不備がある場合に、その補正に要する指導期間等
 - ② 申請者が申請の内容を変更するのに要した日数
 - ③ 申請者が他の手続を必要とする場合、その手続に要する日数

7 指定書の交付及び更新後の公示

- （1）更新された方には、受付した各水道事務所総務課から更新前の指定書と更新後の指定書を引き換えに交付します。（規程第2条第1項及び第2項）
- （2）更新後遅滞なく当局ウェブサイトへの掲載等により公示します。（規程第4条第2項）
- （3）指定が失効した事業者は、遅滞なく当局ウェブサイトへの掲載等により公示します。（規程第4条第3項）

■ 指定後の遵守事項

1 給水装置工事主任技術者の選任・解任（法第25条の4第1項、第3項及び法施行規則第23条関連）

- (1) 指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、次に掲げる職務をさせるため、免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。
 - ① 給水装置工事に関する技術上の管理
 - ② 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
 - ③ 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が法第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
 - ④ 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
 - ⑤ 法施行規則第36条第1項第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他工事上の条件に関する連絡調整
 - ⑥ 給水装置工事（法施行規則第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）を完了した旨の連絡
- (2) 選任・解任期間（法施行規則第21条第1項及び第2項関連）
 - ① 指定を受けた日から2週間以内に選任
 - ② 給水装置工事主任技術者が、欠けるに至った日から2週間以内に解任及び新たに選任
 - ③ 新規に事業所を追加したときは、追加した日から2週間以内に選任
なお、給水装置工事主任技術者を選任していない間は給水装置工事を施行することはできません。
- (3) 届出期間（法第25条の4第2項関連）
 - ① 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- (4) 届出書類について（法施行規則第22条関連）
 - ① 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（法施行規則様式第3）に選任の届出の場合にあっては選任した給水装置工事主任技術者の免状の写しを添付（指定後最初の選任の届出の場合において、指定の申請時に給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者として既に免状の写しを提出してある場合を除く。）して、提出してください。
- (5) 選任時の条件について（法施行規則第21条第3項関連）
 - ① 給水装置工事主任技術者の選任を行うに当たっては、一の事業所の給水装置工事主任技術者が、同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の給水装置工事主任技術者が当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者となってもその職務を行うにあたって特に支障がないときは、この限りでない。なお、二以上の事業所とは、A社のB事業所とC事業所という場合、D社の事業所とE社の事業所という場合がそれぞれ含まれること。
 - ② 上記について、「その職務を行うに当たって特に支障がないとき」に該当するかどうかは、法第25条の4第3項の職務を法施行規則第36条第1号及び第6号に基づき遂行できるかどうか等により判断されるものであること。
- (6) 届出の受付について
 - ① 届出は、各水道事務所総務課において、原則として開庁日の午前9時から午後5時まで受け付けています。（郵送やFAX、メール等での受け付けは原則実施していません。）

2 変更の届出

- (1) 変更があった場合に届け出しなければならない事項（法第25条の7及び法施行規則第34条第1項関連）
 - ① 事業所の名称
 - ② 事業所の所在地
 - ③ 氏名又は名称
 - ④ 住所
 - ⑤ 法人にあつては、代表者の氏名
 - ⑥ 法人にあつては、役員の氏名
 - ⑦ 給水装置工事主任技術者の氏名
 - ⑧ 給水装置工事主任技術者の免状の交付番号
 - ⑨ 新規事業所の追加
 - ⑩ 事業所の廃止
 - ⑪ 上記のほか、住所及び給水装置工事の事業を行う事業所の電話番号及びFAX番号が変更となった場合もお知らせください。
- (2) 届出期間（法施行規則第34条第2項関連）
 - ① 当該変更のあった日から30日以内
- (3) 届出書類について（法施行規則第34条第2項関連）
 - ① 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（法施行規則様式第10）
 - ② (1)のうち、③から⑤の場合にあつては、上記届出書に法人にあつては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあつてはその住民票の写し、指定書の写しを添えて提出してください。
 - ③ (1)のうち、⑥の場合にあつては、(⑤の場合において、役員でなかった者が新たに役員となった場合を含む) 上記届出書に次に掲げる書類を添えて提出してください。
 - イ 登記簿の謄本
 - ロ 誓約書（法施行規則様式第2）
- (4) 届出の受付について
 - ① 届出は、各水道事務所総務課において、原則として開庁日の午前9時から午後5時まで受け付けています。（郵送やFAX、メール等での受け付けは原則実施していません。）

3 業務内容変更の届出

- (1) 変更があった場合に届け出なければならない事項
 - ① 休業日
 - ② 営業時間
 - ③ 修繕対応時間
 - ④ 漏水等修繕対応の可否
 - ⑤ 対応工事等
- (2) 届出期間
 - ① 当該変更があった場合は、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出してください。
- (3) 届出書類について
 - ① 業務内容変更届出書（様式第22号）を提出してください。
- (4) 届出の受付について
 - ① 届出は、各水道事務所総務課において、原則として開庁日の午前9時から午後5時まで受け付けています。（郵送やFAX、メール等での受け付けは原則実施していません。）

4 廃止等の届出

- (1) 届け出なければならないとき（法第25条の7関連）
 - ① 事業を廃止したとき
 - ② 事業を休止したとき
 - ③ 事業を再開したとき
- (2) 届出期間（法施行規則第35条関連）
 - ① 廃止又は休止の場合 当該廃止又は休止の日から30日以内
 - ② 再開の場合 当該再開の日から10日以内
- (3) 届出書類について（法施行規則第35条及び規程第2条第2項及び第3項関連）
 - ① 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（法施行規則様式第11）に指定書を添えて（再開の場合を除く）提出してください。
- (4) 届出の受付について
 - ① 届出は、各水道事務所総務課において、原則として開庁日の午前9時から午後5時まで受け付けています。（郵送やFAX、メール等での受け付けは原則実施していません。）
- (5) 指定書の返還（規程第2条第4項関連）
 - ① 再開の届出にあつては、届出後速やかに指定書を返還します。

5 事業の基準

- (1) 事業の運営の基準（法第25条の8及び法施行規則第36条関連）

指定給水装置工事事業者は、次に掲げる事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事業の運営に努めなければならない。

 - ① 給水装置工事（法施行規則第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、法第25条の4第1項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して法第25条の4第3項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
 - ② 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者（水道事業者等によって行われた試験や講習により資格を与えられた配管工、職業能力開発促進法第62条に規定する配管技能士、同法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者等が想定される）に従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。

- ③ 水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- ④ 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- ⑤ 次に掲げる行為を行わないこと。
 - イ 法施行令第5条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - ロ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- ⑥ 施行した給水装置工事（法施行規則第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、①の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
 - イ 施主の氏名又は名称
 - ロ 施行の場所
 - ハ 施行完了年月日
 - ニ 給水装置工事主任技術者の氏名
 - ホ 竣工図
 - ヘ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - ト 法第25条の4第3項第3号の確認の方法及びその結果

6 その他の遵守事項

(1) 給水装置工事主任技術者の立会い（法第25条の9関連）

指定給水装置工事事業者は、水道事業者が法第17条第1項の規定による給水装置の検査を行う場合において、水道事業者から当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせることを求められたときは、正当な理由なくこれを拒むことはできない。

(2) 報告又は資料の提出（法第25条の10及び規程第6条関連）

指定給水装置工事事業者は、水道事業者から給水区域において施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求められたときは、正当な理由なくこれを拒むことはできない。

- ① 指定給水装置工事事業者は、給水装置の修繕に係る工事を施行したときは、直ちに給水装置修繕報告書を局長に提出しなければならない。
- ② 上記の規定にかかわらず、指定給水装置工事事業者は、使用水量に影響のない給水装置の修繕に係る工事を施行したときは、給水装置修繕報告書を工事を施行した月の翌月十日までに局長に提出しなければならない。

■ 指定給水装置工事事業者の処分

1 指定の取消し又は停止（法第25条の11及び規程第3条関連）

（1）指定給水装置工事事業者は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、指定を取り消され、又は指定を停止されることがある。

- ① 法第25条の3第1項各号に適合しなくなったとき。
- ② 法第25条の4第1項又は第2項の規定に違反したとき。
- ③ 法第25条の7の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- ④ 法第25条の8に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
- ⑤ 法第25条の9の規定による局長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- ⑥ 法第25条の10の規定による局長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- ⑦ その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
- ⑧ 不正な手段により指定を受けたとき。

※指定給水装置工事事業者の処分に係る関係法令（P10, 11）参照。

【指定給水装置工事事業者の処分に係る関係法令】

○水道法

第25条の3（指定の基準）

水道事業者は、第16条の2第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- 一 事業所ごとに、次条第一項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- 二 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。
- 三 次のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ニ 法第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
 - ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ヘ 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

2 水道事業者は、第16条の2第1項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとらなければならない。

第25条の4（給水装置工事主任技術者）

指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、第3項各号に掲げる職務をさせるため、厚生労働省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

2 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

3 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- 一 給水装置工事に関する技術上の管理
- 二 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- 三 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
- 四 その他厚生労働省令で定める職務

4 給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

第25条の7（変更の届出等）

指定給水装置工事事業者は、事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は給水装置工事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない。

第25条の8（事業の基準）

指定給水装置工事事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事業の運営に努めなければならない。

第25条の9（給水装置工事主任技術者の立会い）

水道事業者は、第十七条第一項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせることを求めることができる。

第25条の10（報告又は資料の提出）

水道事業者は、指定給水装置工事事業者に対し、当該指定給水装置工事業業者が給水区域において施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

○千葉県企業局指定給水装置工事事業者規程

第3条（指定の停止）

局長は、指定給水装置工事事業者が法第25条の11第1項各号のいずれかに該当する場合において、当該指定給水装置工事事業者に特段の事情があると認めるときは、指定の取消しに代えて、六月以内の期間を定めて指定を停止することができる。